

ロンドスクールマックス成増 会則

第1条) 名 称

本スクール「ロンドスクールマックス成増」(以下「本スクール」という)と称します。

第2条) 所在地

本スクールの所在地は練馬区旭町3丁目31番地とします。

第3条) 運 営

本スクールの運営は東村山市栄町1丁目28番地株式会社ロンド・スポーツ(以下会社という)が行います。

第4条) 目 的

正しい指導を通して、健全な身体と、明るく生き抜く粘り強さを養って、生命の尊さを理解し、豊かな人間性を育成します。

第5条) 入会契約の締結及び手続

本スクールは会員制とし、入会に際しては以下の手続きをとるものとします。

1. 本スクールに入会しようとする方は、本会則に基づく諸契約を会社と締結しなければなりません。
2. 会社は1. に際して、本会則等の契約書面を交付するものとします。
3. 本スクールへの入会を希望する方は、所定の申し込み手続きを行い、会社の承認を得た上で、所定の入会金及び会費等を会社に納入するものとし、別途定める利用開始日から利用できるものとします。
4. 入会を希望する方は、入会申し込みに係わる必要事項について真実のものを記入しなければならないものとし、虚偽の記載をした場合には、本スクールは、入会を拒否し、入会承認後であっても会員資格の一時停止もしくは除名することができるものとします。
5. 会員は入会時に食物・薬・動植物等のアレルギー、病気、障害の有無、種類を申し出る必要があるものとします。また、入会後に上記の申告内容に変更があった場合も速やかに申し出る必要があるものとします。申し出をしなかったことにより発生したトラブルや損害については、本スクールは、一切の責任と損害賠償の請求を免れるものとします。

第6条) 会員の入会資格

健康に異常がなく、本会則及び諸規定を遵守される方。尚、18歳未満の方は親権者の同意を得て入会できるものとします。

第7条) 入会時の条件

1. 入会時において、以下のような方は、必要書類を提出していただく場合があります。
 - ・WHO 基準による、最高血圧 160mmHg 最低血圧 95mmHg を超える方
 - ・現在通院されている方
 - ・その他、本スクールが必要であると判断した方
2. 外国籍の方が入会を希望される場合、主に安全管理上から、日常会話程度の日本語を理解できることを条件とします。

第8条) 会員証

会社は会員に対して会員証を発行し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとします。

1. 会員は本スクールを利用する際、会員証を提示しなければなりません。
2. 会員証は記名式とします。
3. 会員証は会員本人のみが使用し、他の方は使用できません。
4. 会員は会員証を紛失した場合速やかに会社に届け出、再発行の手続きをとるものとし、この際、所定の手数料を支払うものとします。
5. 会員は、本スクールを退会する際、会員証を速やかに会社に返還するものとします。

第9条) 会員名義の変更

本スクールは、会員名義の変更はできません。

第10条) 入会金の取り扱い

入会金は、会員にこれを返還しないものとします。但しクーリングオフが適用される場合は、この限りではありません。

第11条) 会費の取り扱い

会員は、別途定める会費を施設利用の有無に関わらず、所定の方法により支払うものとします。

第12条) 入会金・会費・利用料・手数料の変更

1. 会社は、入会金・会費・利用料・手数料等を社会・経済情勢の変動など諸般の事由により改定することができるものとします。
2. 1. の場合、会社は1カ月前までに会員に通知するものとします。

第13条) 営業時間・休業日の変更、臨時休業等

1. 本スクールの営業日及び営業時間は別に定めるものとします。
2. 諸般の事情により営業時間・休日を変更する場合、本スクールがこれを定めるものとします。
3. 会社は、次の理由により、施設の全部又は一部を臨時に休業、もしくは使用制限することがあります。但し、これにより会費支払い義務が軽減されたり、免除されたりすることはありません。
 - ・天災、地変等やむを得ない理由により本スクールを開場できないとき
 - ・施設の補修、又は改修をするとき
4. 会社は、やむを得ない理由以外の場合、1カ月前までに会員に告知するものとします。

第14条) 会員の変更事項(身上変更など)

会員は住所・連絡先その他入会申し込み手続きの際の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を所定の書面にて会社に届け出るものとします。

第15条) 諸届の提出期限

休会、クラス変更、退会等諸届の提出期限は、本会則、及び「利用案内」等に明示します。締切日が休業日の場合は、前営業日を締切日とします。

第16条) 休 会

継続して1カ月以上(月始め～月終わり)休む場合には、休会しようとする月の前月最終営業日までに所定の書面にて会社に「休会届」を提出するものとします。この際、会員は所定の休会費を支払うものとします。

第17条) クラス変更(クラスの増減含む)

クラス変更(もしくはクラスの増減)を希望する会員は、変更しようとする月の前月15日(15日が休業日である場合には、前営業日)までに所定の書面にて会社に「クラス変更届」を提出するものとします。この際、会員は所定の手数料を支払うものとします。但し、希望クラスが受け入れ可能な場合のみ受付するものとします。

第18条) 契約解除

1. 会員が本契約を解除しようとする時は、会員証を添付の上、解除しようとする月の15日(15日が休業日である場合には、前営業日)までに所定の書面にて会社に「退会届」を提出することで、「退会届」を提出した月の末日を以て解除できるものとします。この際、会員は「退会届」を提出した当月分までの会費を支払うものとし、翌月以降の会費は免除されるものとします。尚、解除しようとする月の16日以降、月末最終営業日の期間に「退会届」を提出した場合には所定の手数料を支払うものとします。
2. 会員は、本会則に基づく契約を会社と締結し、別途定める利用開始日から8日をするまでは、無条件で書面により、会員契約を解除することができます。(クーリングオフ制度)
3. 会社は、やむを得ざる事情により会員との契約を解除せざるを得ない場合には、書面にて会員に契約解除を通知するものとします。

第19条) 会員資格の喪失

会員は、次の場合に会員資格を喪失し、自動的に契約を解除されるものとします。この場合、会員は翌月以降の会費を免除されるものとします。

1. 死亡
2. 除名

上記、1、2の場合会社は、長期契約に基づき既納された会費がある場合には、未使用分の会費を返還するものとします。

第20条) 会員の除名要件

会員が次の各事項のいずれかに該当する行為があった場合、会社は会員資格を一時停止又は除名することができるものとします。

1. スクールの名誉を毀損する行為、または他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。
2. 本会則及びその他の諸規定に違反したとき。
3. 会費・その他の諸費用を2ヵ月以上滞納し、支払いの催促に応じないとき。

ロンドスクールマックス成増 会則

4. 法令に違反する、または社会通念・マナーに甚だしく欠ける行為があった場合。
5. 故意にスクールの施設・設備を破損したとき。
6. 本スクール内において、会社の許可なく商行為、政治的・宗教的活動を行ったとき。
7. 入会に際し虚偽の申告を行ったとき。又は、入会資格に抵触したとき。
8. 会社が本スクールの会員として、ふさわしくないと判断したとき。

第21条) 施設利用ができない方

本スクールは、以下に該当する方の施設利用を禁止します。

1. 刺青・タトゥー(シール含む)のある方。暴力団関係者。
2. 伝染病等、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方。
3. 一時的な筋肉の痙攣や意識障害などの症状を招く疾病を有する方。てんかん等卒倒性体質の方。
4. 医師により運動を禁じられた方。
5. 妊娠している方。(本スクールが認めた方を除く)
6. 飲酒されている方
7. 過去に会社より、除名の通告を受けた方。
8. 会社が審査を行い不適当と判断した方。

第22条) 賠償責任

1. 会員ならびに会員の同伴者が、本スクールの利用に際して生じせしめた人的・物的事故、及び生じた盗難・紛失について、会社は一切損害賠償の責任を負いません。
2. 会員ならびに会員の同伴者が、本スクールの諸施設を利用中、自己の責任に帰すべき事由により会社、又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償をしなければなりません。尚、会員の同伴者については、会員ならびに会員の同伴者が未成年の場合は、その親権者が連帯して賠償しなければなりません。
3. 会員ならびに会員の同伴者が本スクールの利用に際して生じせしめた人的・物的事故について、会社に重大な過失がある場合には、会社が一定の補償をするものとします。

第23条) 駐車場利用

本スクールの駐車場は、本スクール利用時のみの利用とし、それ以外の利用は認めないものとします。尚、駐車場で発生した事故や盗難について本スクールは一切の責任を負わないものとします。

第24条) 諸規則の遵守義務

会員、及び会社は、本会則、及びその他の諸規定を遵守するものとします。

第25条) 禁止事項

1. 許可なく撮影すること。
2. 許可なく物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。
3. 他人を誹謗、中傷すること。
4. 他人に対する暴力行為や威嚇行為。
5. 痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為。
6. 施設内に落書きや造作をすること。
7. 動物を館内に持ち込むこと。
8. 危険物を館内に持ち込むこと。
9. 館内及び敷地内での喫煙。
10. その他、係員の指示に従わない行為や他のお客様に迷惑となる行為。

第26条) 本会則及びその他の規則の改正

本会則、ならびにその他の諸規定の改正は、会社がこれを定めるものとし、その効力は全会員に及ぶものとします。この際会社は、その内容を本スクール内の所定の場所に掲示するものとします。

附 則

本会則は、令和2年10月1日より施行するものとします。

本会則を一部変更し、令和5年1月1日より施行するものとします。